

①

平成27年2月19日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

	頁
第 1 号議案 平成 27 年度埼玉県一般会計予算	1
第 2 号議案 平成 27 年度埼玉県公債費特別会計予算	33
第 3 号議案 平成 27 年度埼玉県証紙特別会計予算	36
第 4 号議案 平成 27 年度埼玉縣市町村振興事業特別会計予算	38
第 5 号議案 平成 27 年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	40
第 6 号議案 平成 27 年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	42
第 7 号議案 平成 27 年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	45
第 8 号議案 平成 27 年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	47
第 9 号議案 平成 27 年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	50
第 10 号議案 平成 27 年度本多静六博士育英事業特別会計予算	52
第 11 号議案 平成 27 年度埼玉県用地事業特別会計予算	54
第 12 号議案 平成 27 年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	56
第 13 号議案 平成 27 年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	61
第 14 号議案 平成 27 年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	64
第 15 号議案 平成 27 年度埼玉県病院事業会計予算	67
第 16 号議案 平成 27 年度埼玉県工業用水道事業会計予算	72
第 17 号議案 平成 27 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	75

	頁
第 18 号議案 平成 27 年度埼玉県地域整備事業会計予算	81
第 19 号議案 平成 27 年度埼玉県流域下水道事業会計予算	84

第1号議案

平成27年度埼玉県一般会計予算

平成27年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,828,998,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県	税	710,000,000
	1 県 民 税	325,251,000
	2 事 業 税	121,741,000
	3 地 方 消 費 税	98,974,000
	4 不 動 産 取 得 税	16,590,000
	5 県 た ば こ 税	8,028,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,318,000
	7 自 動 車 取 得 税	6,139,997
	8 軽 油 引 取 税	46,435,998
	9 自 動 車 税	84,499,000
	10 鉱 区 税	4,819
	11 狩 猟 税	18,180
	12 旧 法 に よ る 税	6
2 地 方 消 費 税 清 算 金		208,319,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	208,319,000

3 地 方 譲 与 税		112,954,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	108,815,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,911,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	227,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		3,559,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,559,000
5 地 方 交 付 税		182,900,000
	1 地 方 交 付 税	182,900,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,953,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,953,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,009,361
	1 分 担 金	116,620
	2 負 担 金	2,892,741
8 使 用 料 及 び 手 数 料		24,382,289
	1 使 用 料	13,588,541
	2 手 数 料	10,793,748

款	項	金額
9 国庫支出金		164,182,980
	1 国庫負担金	120,181,213
	2 国庫補助金	37,943,208
	3 委託金	6,058,559
10 財産収入		9,794,029
	1 財産運用収入	7,110,598
	2 財産売却収入	2,683,431
11 寄附金		123,384
	1 寄附金	123,384
12 繰入金		95,303,489
	1 特別会計繰入金	4,276,661
	2 基金繰入金	91,026,828
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		36,798,468
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,173,776

	2 預 金 利 子	34,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	4,957,264
	4 受 託 事 業 収 入	3,854,190
	5 収 益 事 業 収 入	14,217,753
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	49,000
	7 雑 入	11,512,485
15 県 債		275,219,000
	1 県 債	275,219,000
歳 入	合 計	1,828,998,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,183,545
	1 議 会 費	3,183,545
2 総 務 費		94,161,550
	1 総 務 管 理 費	23,067,546
	2 企 画 費	3,925,667
	3 県 民 費	8,013,686
	4 環 境 費	11,734,571
	5 徴 税 費	27,937,187
	6 市 町 村 振 興 費	5,368,465
	7 選 挙 費	3,825,808
	8 防 災 費	6,019,197
	9 統 計 調 査 費	3,652,027
	10 人 事 委 員 会 費	296,358
11 監 査 委 員 費	321,038	
3 民 生 費		317,015,239
	1 社 会 福 祉 費	239,421,763

	2 児 童 福 祉 費	65,792,751
	3 生 活 保 護 費	11,260,236
	4 災 害 救 助 費	540,489
4 衛 生 費		65,978,532
	1 公 衆 衛 生 費	35,658,800
	2 環 境 衛 生 費	1,284,916
	3 保 健 所 費	3,833,208
	4 医 薬 費	15,723,946
	5 公 営 企 業 支 出 金	9,477,662
5 労 働 費		6,210,749
	1 労 政 費	2,310,661
	2 職 業 訓 練 費	3,738,249
	3 労 働 委 員 会 費	161,839
6 農 林 水 産 業 費		22,711,625
	1 農 業 費	9,697,420
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	358,781
	3 畜 産 業 費	1,310,455

款	項	金額
	4 林業費	4,187,065
	5 農地費	7,157,904
7 商工費		15,917,698
	1 商工業費	15,797,507
	2 観光費	120,191
8 土木費		108,568,023
	1 土木管理費	11,332,530
	2 道路橋りょう費	48,229,919
	3 河川費	26,937,313
	4 都市計画費	20,370,645
	5 住宅費	1,697,616
9 警察費		140,816,414
	1 警察管理費	130,150,560
	2 警察活動費	10,665,854
10 教育費		536,890,658
	1 教育総務費	68,910,228

	2 小 学 校 费	163,180,647
	3 中 学 校 费	100,415,730
	4 高 等 学 校 费	100,767,955
	5 特 别 支 援 学 校 费	43,666,288
	6 大 学 费	2,166,833
	7 私 立 学 校 费	51,157,268
	8 社 会 教 育 费	4,848,413
	9 保 健 体 育 费	1,777,296
11 灾 害 复 旧 费		2,718,736
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	20,416
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	2,698,320
12 公 债 费		277,335,676
	1 公 债 费	277,335,676
13 诸 支 出 金		236,989,555
	1 公 营 企 业 支 出 金	15,243,555
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	94,105,000
	3 利 子 割 交 付 金	1,600,000

款	項	金額
	4 配 当 割 交 付 金	4,874,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,221,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	106,456,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,675,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	4,500,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,301,000
	10 利 子 割 精 算 金	14,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,828,998,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	県立文化施設整備事業費	5,431,885	平成27年度	660,609
				平成28年度	4,771,276
8 土木費	4 都市計画費	さいたまスーパーアリーナ・けやきひろば大規模改修費	2,442,037	平成27年度	1,223,053
				平成28年度	1,218,984
9 警察費	1 警察管理費	岩槻警察署庁舎建設費	3,459,141	平成27年度	137,728
				平成28年度	338,410
				平成29年度	1,738,655
				平成30年度	1,244,348

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成27年度発行分）	平成27年度から 平成37年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成27年度融資分）	平成28年度から 平成42年度まで	19,242
私立学校振興資金融資損失補償（平成27年度融資分）	平成27年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
環境創造資金利子補給（平成27年度融資分）	平成28年度から 平成37年度まで	33,600

<p>独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成27年度融資分）</p>	<p>平成28年度から 平成47年度まで</p>	<p>260,848</p>
<p>特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成27年度融資分）</p>	<p>平成27年度以降</p>	<p>回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額</p>
<p>小規模事業資金損失補償（平成15年度保証分・平成27年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成27年度から 平成35年度まで</p>	<p>県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額</p>
<p>小規模事業資金損失補償（平成27年度保証分）</p>	<p>平成27年度から 平成45年度まで</p>	<p>県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>起業家育成資金損失補償（平成27年度保証分）</p>	<p>平成27年度から 平成45年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>

<p>経営安定資金損失補償（平成15年度保証分・平成27年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成27年度から平成35年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成27年度保証分）</p>	<p>平成27年度から平成42年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、</p>

事 項	期 間	限 度 額
		<p>大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。） にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関 連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指 定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法 第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあ つては5分の1に相当する額</p>
<p>経営支援特別融資損失補償（平成15年度保証分・平 成27年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成27年度から 平成35年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び 経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範 囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行っ たことによって生じた代位弁済額の元金から中小企 業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険 金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただ し、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の 額を控除した額に相当する額</p>
<p>経営支援緊急融資損失補償（平成9年度保証分・平成 27年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成27年度から 平成35年度まで</p>	<p>県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉 県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによ って生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した 額に相当する額</p>

<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成27年度保証分）</p>	<p>平成27年度から 平成45年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>
<p>事業資金損失補償（平成27年度保証分）</p>	<p>平成27年度から 平成42年度まで</p>	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から</p>

事 項	期 間	限 度 額
		<p>中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
<p>借換資金損失補償（平成27年度保証分）</p>	<p>平成27年度から平成45年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>

要件緩和型経営安定資金損失補償（平成27年度保証分）	平成27年度から平成42年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成27年度融資分）	平成28年度から平成42年度まで	2,574,831
中小企業組合エネルギー対策融資利子補助（平成27年度融資分）	平成28年度から平成37年度まで	200,000
勤労者支援資金損失補償（平成27年度保証分）	平成27年度から平成33年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額

事 項	期 間	限 度 額
離職者等委託訓練事業（平成27年度契約分）	平成28年度	691,610
農地利用集積事業資金損失補償（平成27年度融資分）	平成27年度から 平成38年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成27年度融資分）	平成28年度から 平成48年度まで	167,928
農業災害復旧経営資金利子補助（平成27年度融資分）	平成28年度から 平成34年度まで	3,948
農業災害復旧経営資金損失補償（平成27年度融資分）	平成27年度から 平成34年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

卸売市場施設整備資金利子補助（平成27年度融資分）	平成28年度から 平成34年度まで	1,305
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成27年度借入分）	平成27年度から 平成78年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額
農地防災事業	平成28年度	37,200
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成27年度取得分）	平成28年度から 平成37年度まで	1,344,556

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成27年度借入分）	平成27年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
埼玉県道路公社借入金債務保証（平成27年度借入分）	平成27年度以降	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業	平成28年度	1,700,000
水防情報システム整備事業	平成28年度から 平成29年度まで	279,819

社会資本整備総合交付金（街路）事業	平成 2 8 年 度	100,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成 2 7 年度建設分）	平成 2 8 年度から 平成 5 1 年度まで	350,067
学力・学習状況調査実施事業（平成 2 7 年度契約分）	平成 2 8 年 度	150,521
県立高等学校区画整理事業清算金	平成 2 8 年度から 平成 3 7 年度まで	933,632

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	52,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	1,000,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	4,978,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	67,000	同上	同上	同上
次世代自動車整備事業	18,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	13,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	57,000	同上	同上	同上

石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同	上	同	上	同	上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	546,000	同	上	同	上	同	上
防災学習センター施設整備事業	36,000	同	上	同	上	同	上
防災ヘリコプター消防無線高度化 推進事業	790,000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線高度化推進事業	1,049,000	同	上	同	上	同	上
消防学校施設整備事業	28,000	同	上	同	上	同	上
災害救助資機材整備事業	24,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費 (救急救命士養成所) 負担金	203,000	同	上	同	上	同	上
福祉事務所等低公害車整備事業	10,000	同	上	同	上	同	上
発達障害支援総合推進センター (仮称) 設備整備事業	23,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小児医療センター新病院建設費（発達障害支援総合推進センター（仮称））負担金	198,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
心身障害児（者）援護施設等整備事業	967,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業	3,136,000	同上	同上	同上
総合リハビリテーションセンター設備整備事業	292,000	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	384,000	同上	同上	同上
県民健康福祉村改修事業	11,000	同上	同上	同上
衛生研究所施設整備事業	1,134,000	同上	同上	同上

小児医療センター新病院建設費 (総合医局機構) 負担金	329,000	同	上	同	上	同	上
農林振興センター等低公害車整備事業	8,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校移転整備事業	106,000	同	上	同	上	同	上
農林総合研究センター施設整備事業	442,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	36,000	同	上	同	上	同	上
家畜保健衛生所施設整備事業	27,000	同	上	同	上	同	上
寄居林業事務所改修事業	10,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	18,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	117,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	246,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単自治山事業	183,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
治山事業	120,000	同 上	同 上	同 上
地すべり防止事業	31,000	同 上	同 上	同 上
県単農業基盤整備事業	1,146,000	同 上	同 上	同 上
農業基盤整備事業	552,000	同 上	同 上	同 上
直轄事業（土地改良）負担金	259,000	同 上	同 上	同 上
産業文化センター施設整備事業	92,000	同 上	同 上	同 上

県単独道路建設事業	17,470,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	160,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,287,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	3,678,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	3,648,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	632,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	556,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	500,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	18,832,000	同	上	同	上	同	上
都市環境整備事業	959,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独街路事業	1,492,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
街路事業	2,331,000	同 上	同 上	同 上
県単独公園事業	2,481,000	同 上	同 上	同 上
公園事業	697,000	同 上	同 上	同 上
警察職員退職手当	1,000,000	同 上	同 上	同 上
警察署等低公害車整備事業	37,000	同 上	同 上	同 上
警察署庁舎建設事業	3,521,000	同 上	同 上	同 上

交通安全施設整備事業	933,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	6,000,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	5,610,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	3,837,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	1,077,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費 (特別支援学校)負担金	767,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	199,000	同	上	同	上	同	上
私立学校耐震改修事業	900,000	同	上	同	上	同	上
史跡整備事業	12,000	同	上	同	上	同	上
都市施設災害復旧事業	894,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水供給事業出資金	2,937,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
臨時財政対策債	170,000,000	同	同上	同上

平成27年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第2号議案

平成27年度埼玉県公債費特別会計予算

平成27年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542,909,803千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		286,525,803
	1 一 般 会 計 繰 入 金	188,115,496
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,794,307
	3 基 金 繰 入 金	96,616,000

款	項	金 額
2 県 債		256,384,000
	1 県 債	256,384,000
歳 入	合 計	542,909,803

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		542,909,803
	1 公 債 費	542,909,803
歳 出	合 計	542,909,803

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成12年度、平成17年度 及び平成22年度発行 県債償還金	254,408,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成17年度発行県債償還金	1,976,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成27年2月19日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第3号議案

平成27年度埼玉県証紙特別会計予算

平成27年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,837,210千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		15,837,209
	1 証 紙 収 入	15,837,209
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	15,837,210

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		15,829,210
	1 一 般 会 計 繰 出 金	15,829,210
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出	合 計	15,837,210

平成27年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第4号議案

平成27年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成27年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,861,733千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		45,409
	1 財 産 運 用 収 入	45,409
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,316,323

	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,316,323
歳 入	合 計	13,861,733

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,861,733
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,861,733
歳 出	合 計	13,861,733

平成27年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第5号議案

平成27年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成27年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ410,466千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		196,627
	1 国 庫 負 担 金	196,627
2 財 産 収 入		17,211
	1 財 産 運 用 収 入	17,211
3 繰 入 金		196,626
	1 基 金 繰 入 金	196,626
4 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入	合計	410,466

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		410,466
	1 救助費	393,254
	2 基金積立金	17,212
歳出	合計	410,466

平成27年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第6号議案

平成27年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成27年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,278,592千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		5,221
	1 国 庫 補 助 金	5,221
2 繰 入 金		197,516
	1 繰 入 金	197,516

3 繰越金		308,460
	1 繰越金	308,460
4 諸収入		407,961
	1 貸付金元利収入	403,429
	2 預金利子	181
	3 雑入	4,351
5 県債		359,434
	1 県債	359,434
歳入合計		1,278,592

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		1,278,592
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	1,278,592
歳出合計		1,278,592

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	359,434	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。

平成27年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第7号議案

平成27年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

平成27年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ658,435千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,935
	1 繰 入 金	6,935
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		549,500
	1 預 金 利 子	100
	2 貸 付 金 元 利 収 入	549,395
	3 雑 入	5
歳 入	合 計	658,435

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		656,435
	1 資 金 貸 付 費	656,435
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	658,435

平成27年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第8号議案

平成27年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成27年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,150千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		22,467
	1 繰入金	30
	2 繰越金	1
	3 諸収入	22,436
2 就農支援資金業務勘定収入		435
	1 繰入金	395
	2 繰越金	38
	3 諸収入	2

款	項	金 額
3 農業改良資金貸付勘定収入		8,538
	1 繰越金	8,538
4 農業改良資金業務勘定収入		1,710
	1 繰入金	1,456
	2 繰越金	248
	3 諸収入	6
歳入	合計	33,150

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		22,467
	1 就農支援資金貸付費	22,467
2 就農支援資金業務勘定		435
	1 管理指導事務費	425
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		8,538
	1 農業改良資金貸付費	8,538
4 農業改良資金業務勘定		1,710
	1 管理指導事務費	1,510
	2 予備費	200
歳 出 合 計		33,150

平成27年2月19日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第9号議案

平成27年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成27年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,490千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		38,800
	1 繰入金	50
	2 繰越金	21,289
	3 諸収入	17,461
2 業務勘定収入		690
	1 繰越金	590
	2 諸収入	100
歳 入	合 計	39,490

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		38,800
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	38,800
2 業 務 勘 定		690
	1 管 理 指 導 事 務 費	670
	2 予 備 費	20
歳 出	合 計	39,490

平成27年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第10号議案

平成27年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成27年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,393千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		955
	1 財 産 運 用 収 入	955
2 繰 入 金		16,103
	1 繰 入 金	16,103
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		34,334

	1 貸付金元利収入	34,333
	2 雑入	1
歳入	合計	51,393

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		50,393
	1 本多静六博士育英事業費	50,393
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	51,393

平成27年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第 1 1 号議案

平成 2 7 年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成 2 7 年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,082,593千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		82,343
	1 財 産 運 用 収 入	82,343
2 繰 入 金		1,000,248
	1 繰 入 金	1,000,248
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	1,082,593

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,082,593
	1 用地事業費	1,082,593
歳出	合計	1,082,593

平成27年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第12号議案

平成27年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成27年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,716,496千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,313,001
	1 住 宅 使 用 料	8,313,001

2 国 庫 支 出 金		1,820,095
	1 国 庫 補 助 金	1,820,095
3 財 産 収 入		53,967
	1 財 産 運 用 収 入	53,967
4 繰 入 金		1,813,839
	1 繰 入 金	1,813,839
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		27,593
	1 敷 金 運 用 収 入	1,480
	2 雑 入	26,113
7 県 債		1,688,000
	1 県 債	1,688,000
歳 入 合 計		13,716,496

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		8,977,057
	1 住 宅 管 理 費	5,321,739
	2 住 宅 建 設 費	3,655,318
2 繰 出 金		3,994,311
	1 繰 出 金	3,994,311
3 公 債 費		735,128
	1 公 債 費	735,128
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		13,716,496

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成27年度公営住宅建設費	3,542,186	平成27年度	185,193
				平成28年度	1,129,834
	平成29年度	1,834,309			
	平成30年度	392,850			
		平成27年度公営住宅解体事業費	172,465	平成27年度	13,459
				平成28年度	159,006

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,688,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成27年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第13号議案

平成27年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成27年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ519,866千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		459,815
	1 繰 入 金	459,815

款	項	金 額
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		60,049
	1 貸 付 金 元 利 収 入	59,531
	2 預 金 利 子	159
	3 雑 入	359
歳 入	合 計	519,866

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金事業費		519,866
	1 高等学校等奨学金事業費	519,866
歳 出	合 計	519,866

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成27年度保証分）	平成27年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成27年2月19日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第14号議案

平成27年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成27年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,128,421千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		60,501
	1 入 場 料 収 入	60,500
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		25,593,687
	1 投 票 券 発 売 収 入	25,537,686
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	56,001
3 財 産 収 入		243,468

	1 財 産 運 用 収 入	243,467
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		230,763
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	230,761
歳 入 合 計		26,128,421

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		208,316
	1 公 営 競 技 総 務 費	208,316
2 公 営 競 技 事 業 費		25,696,352
	1 公 営 競 技 事 業 費	25,696,352
3 繰 出 金		217,753
	1 繰 出 金	217,753
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		26,128,421

平成27年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第15号議案

平成27年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター	319床
がんセンター	503床
小児医療センター	300床
精神医療センター	183床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	97,355 人	82,181 人
がんセンター	152,244	223,486
小児医療センター	96,770	148,813
精神医療センター	56,144	30,618

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	266 人	338 人
が ん セ ン タ ー	416	920
小 児 医 療 セ ン タ ー	264	612
精 神 医 療 セ ン タ ー	153	126

3 主なる建設改良事業 22,150,232 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病院事業収益		48,716,290 千円
第1項 医業収益		39,016,664 千円
第2項 医業外収益		9,548,112 千円
第3項 特別利益		151,514 千円

支 出

第1款	病院事業費用	49,421,395 千円
第1項	医業費用	48,084,325 千円
第2項	医業外費用	832,719 千円
第3項	特別損失	484,351 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,524,149千円は、減債積立金606,369千円及び過年度分損益勘定留保資金1,917,780千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	21,524,113 千円
第1項	企業債	18,530,000 千円
第2項	他会計負担金	1,204,016 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	補助金	199,000 千円
第5項	国庫補助金	23,451 千円
第6項	寄附金	1 千円
第7項	受託金	1,567,644 千円

支 出

第1款 資本的支出	24,048,262 千円
第1項 建設改良費	22,150,232 千円
第2項 企業債償還金	1,898,030 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
循環器・呼吸器病センター気送管設備改修費	平成 2 8 年 度	138,402
小児医療センター新病院移転業務	平成 2 8 年 度	723,200
小児医療センター新病院備品整備費	平成 2 8 年 度	2,876,352
小児医療センター新病院医療情報システム開発	平成 2 8 年 度	1,270,512

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 18,530,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 22,012,210 千円

(2) 交際費 19,711,200 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,102,230千円と定める。

平成27年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第16号議案

平成27年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	151 社
(2) 年間総給水量	70,982,000 m ³
(3) 一日平均給水量	193,940 m ³
(4) 主なる建設工事	138,048 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,296,342 千円
第1項 営業収益		2,047,542 千円
第2項 営業外収益		248,799 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		2,065,677 千円

第1項	営	業	費	用	1,999,848 千円	
第2項	営	業	外	費	用	61,828 千円
第3項	特	別	損	失	1 千円	
第4項	予	備	費		4,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,230,645千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,824千円、建設改良積立金270,000千円、減債積立金140,310千円及び過年度分損益勘定留保資金755,511千円で補填するものとする。）。

					収	入			
第1款	資	本	的	収	入	1,670,850 千円			
第1項	建	設	補	助	金	370,200 千円			
第2項	長	期	貸	付	金	償	還	金	1,300,000 千円
第3項	他	会	計	補	助	金	648 千円		
第4項	固	定	資	産	売	却	代	金	1 千円
第5項	雑	収	入			1 千円			
					支	出			
第1款	資	本	的	支	出	2,901,495 千円			
第1項	建	設	改	良	費	2,261,185 千円			

第2項	投資有価証券	500,000 千円
第3項	企業債償還金	140,310 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	職員給与費	295,018 千円
(2)	交際費	41 千円

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,748千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,729千円と定める。

平成27年2月19日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

第17号議案

平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	637,645,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,742,199 m ³
(4) 主なる建設工事	7,358,099 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			48,352,363 千円
第1項 営業収益			42,798,240 千円
第2項 営業外収益			5,554,122 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 事業費			46,257,191 千円

第1項	営業費用	40,433,394 千円
第2項	営業外費用	5,783,796 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,922,122千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,110,230千円及び過年度分損益勘定留保資金18,811,892千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	18,043,402 千円
第1項	建設補助金	2,688,987 千円
第2項	企業債	10,000,000 千円
第3項	他会計出資金	5,137,489 千円
第4項	他会計補助金	216,775 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	雑収入	150 千円

支 出

第1款	資本的支出	37,965,524 千円
第1項	建設改良費	20,683,338 千円
第2項	企業債償還金	10,869,578 千円

第3項	他会計からの長期借入金償還金	1,300,000 千円
第4項	機構負担年賦金	5,072,608 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	浄水場備蓄施設整備事業	6,976,992	平成27年度	458,347
				平成28年度	2,582,770
				平成29年度	3,457,225
				平成30年度	478,650
		吉見浄水場拡張関連整備（I期）事業	5,432,204	平成27年度	256,420
				平成28年度	291,000
				平成29年度	774,336
				平成30年度	2,045,984
				平成31年度	2,064,464
大久保浄水場中央系送水電気設備更新事業	2,263,079	平成27年度	60,262		
		平成28年度	905,838		
		平成29年度	1,296,979		

款	項	事業名	総額	年度	年割額
		行田浄水場送水電気設備更新事業	2,252,248	平成27年度	53,167
				平成28年度	544,410
				平成29年度	612,854
				平成30年度	1,041,817

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
大久保浄水場北系沈砂池流入水路機械設備設置工事	平成28年度	194,000
行田浄水場B・D系ろ過池サイフォン等機械設備更新工事	平成28年度	1,042,000
行田浄水場送水管路流調弁設置工事	平成28年度	521,000

吉見浄水場次亜塩素貯槽等更新工事	平成28年度	191,000
水総合管理システム整備事業	平成28年度から 平成30年度まで	1,360,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 10,000,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	3,387,554 千円
(2) 交際費	536 千円
(他会計からの補助金)	

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、914,629千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、513,365千円と定める。

平成27年2月19日提出

埼玉県知事 上田清司

第18号議案

平成27年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅地売却面積	149,473 m ²
(2) 主なる建設工事	4,938,123 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			8,335,120 千円
第1項 営業収益			8,176,299 千円
第2項 営業外収益			118,618 千円
第3項 特別利益			40,203 千円
	支	出	
第1款 事業費			7,020,956 千円
第1項 営業費用			6,994,979 千円
第2項 営業外費用			5,976 千円

第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,846,134千円は、過年度分損益勘定留保資金4,846,134千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	1,536,643千円
第1項	長期貸付金償還金	1,505,011千円
第2項	他会計補助金	1,632千円
第3項	雑収入	30,000千円
支 出		
第1款	資本的支出	6,382,777千円
第1項	建設改良費	4,938,123千円
第2項	建設準備費	234,654千円
第3項	投資有価証券	1,010,000千円
第4項	予備費	200,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	加須 I C 東地区産業団地整備事業	4,491,773	平成 27 年度	1,554,903
				平成 28 年度	1,680,141
				平成 29 年度	1,256,729
		大 麻 生 ゴ ル フ 場 ク ラ ブ ハ ウ ス 改 築 事 業	1,601,544	平成 27 年度	654,989
				平成 28 年度	946,555

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 397,906 千円

(2) 交 際 費 298 千円

(他会計からの補助金)

第 8 条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,204千円である。

平成 27 年 2 月 19 日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

第19号議案

平成27年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47. 市町
(2) 年間総処理水量	662,473,908 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,810,038 m ³
(4) 主なる建設工事	21,513,800 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		49,853,049 千円
第1項 営業収益		29,695,789 千円
第2項 営業外収益		20,157,259 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	50,374,763 千円
第1項	営 業 費 用	48,249,790 千円
第2項	営 業 外 費 用	2,063,972 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,094,702千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93,917千円、過年度分損益勘定留保資金787,607千円及び当年度分損益勘定留保資金4,213,178千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	25,862,326 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,622,019 千円
第2項	建 設 負 担 金	5,173,243 千円
第3項	企 業 債	7,226,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	587,549 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	253,387 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	127 千円

支 出

第1款 資本的支出	30,957,028 千円
第1項 建設改良費	23,230,680 千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	7,726,348 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (平成27年度契約分)	平成28年度	2,971,966
荒川左岸北部流域下水道事業 (平成27年度契約分)	平成28年度から 平成29年度まで	3,387,276
荒川右岸流域下水道事業 (平成27年度契約分)	平成28年度	54,001
中川流域下水道事業 (平成27年度契約分)	平成28年度	1,472,728
古利根川流域下水道事業 (平成27年度契約分)	平成28年度	526,257

市野川流域下水道事業（平成27年度契約分）	平成28年度	49,091
利根川右岸流域下水道事業（平成27年度契約分）	平成28年度	90,328
中川流域太陽光発電事業	平成28年度から 平成48年度まで	1,296,000
古利根川流域太陽光発電事業	平成28年度から 平成48年度まで	1,178,200
荒川上流流域太陽光発電事業	平成28年度から 平成48年度まで	589,101
市野川流域太陽光発電事業	平成28年度から 平成48年度まで	294,560
利根川右岸流域太陽光発電事業	平成28年度から 平成48年度まで	1,178,200

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限 度 額 7,226,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,232,687 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,025,436千円である。

平成27年2月19日提出

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司